

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十二年十一月一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十八号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規
則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員
会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の本庁の経営支援本部の項中

地域振興企画監	四種	を
国際戦略推進監 地域振興企画監	三種 四種	に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月二日から施行する。